

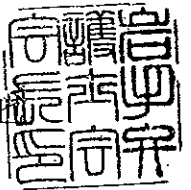
2017(平成29)年1月30日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
法務大臣 金田 勝年 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
日本司法支援センター理事長 宮崎 誠 殿

要 望 書

岩手弁護士会

会長 小笠原 基



第1 要望の趣旨

- 1 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(平成24年3月29日法律第6号)(以下、「震災特例法」と言う。)を平成30年3月31日以降も延長すること。
- 2 日本司法支援センター岩手地方事務所大槌出張所(法テラス大槌)及び同気仙出張所(法テラス気仙)を平成30年3月31日以降も存続させること。
を要望いたします。

第2 要望の理由

1 震災特例法が果たしてきた役割とその失効

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)は、現在、震災特例法により、東日本大震災法律援助事業として、被災者に対し、その資力の状況にかかわらず、法律相談援助等の事業を行っている。

この制度により、震災後、刻々と変わる状況の中で、法的アドバイスが行われることにより、被災者に対する情報提供がなされ、また、紛争等が生じた場合も、適切な解決機関の紹介や弁護士・司法書士の受任により解決に結びついた例は多数ある。

加えて、震災特例法により、資力の状況を問わずに無料法律相談を受けられるため、利用者の心理的なアクセス障害が軽減するのみならず、行政機関などが弁護士相談を紹介することが容易になり、法律相談の敷居が下がった。その結果、紛争が深刻になる前に相談し、早期に対応することで紛争の未然防止や

早期解決につながっている

また、日本司法支援センター岩手地方事務所大槌出張所（以下「法テラス大槌」という。）及び同気仙出張所（以下「法テラス気仙」という。）は、もともと弁護士の数が少ない地域であるにもかかわらず、震災被害が甚大であった岩手県沿岸において、被災者が弁護士、司法書士等専門家にアクセスすることができる拠点として重要な役割を果たしてきた。

ところが、このような中で、同法附則第3条第1項で、平成30年3月31日で効力を失うとされている。また、これに伴い、法テラス大槌及び法テラス気仙も閉鎖されるとのことである。しかしながら、以下に述べるとおり、震災特例法の延長による資力の状況を問わない法律相談援助等の継続と、法テラス大槌・法テラス気仙の存続は、なお必要性が高い。

2 被災者に対する資力の状況を問わない法律相談援助等の必要性

(1) 岩手県内の被災地においては、いまだ、復旧・復興の道半ばである。

すなわち、いまだ、防潮堤の復旧・復興は完成しておらず、また、防災集団移転のための用地確保や工事の遅れなどにより、平成30年度でもなお住宅用地や事業用用地が引き渡されない地域が相当程度あることが見込まれる。

また、すでに災害公営住宅に入居したり、住宅等の再建のための土地の引き渡しを受けたとしても、生活の再生までには、様々な法的情報の提供を受ける必要がある。あるいは、生活再建の中で、土地・住宅関連紛争、近隣紛争、家族関連紛争、消費者被害、多重債務問題など、震災に起因した法律問題がすでに発生し始めており、さらに今後も増加することが予想されることから、被災地における法律相談を行うニーズは高い。このことは、震災から5年が経過した平成28年度（平成28年4月～12月）においても、全国で3万9300件、岩手県だけでも6700件を超える震災特例法に基づく法律相談援助がなされていることから明らかである。

(2) 支援センターが行う業務には、総合法律支援法に基づく資力の乏しいものに対する相談援助等（民事法律援助事業）があるが、これは相談受付時において相談者の資力（収入・資産）という高度なプライバシー情報について聴取を要するうえ、資力要件を満たさなければ相談料を負担しなければならないため、相談者が相談する上での心理的・経済的なアクセス障害となり、その結果、相談を受けることをためらわせ、被災者が適宜に必要な情報や援助を受けられなくなることとなる。これでは、被災者間にさらなる格差が生まれ、被災者の生活再建、さらには被災地における復興が阻害される恐れすら

ある。

もし資力の状況にかかわらず、被災者であれば誰でも無料で法律相談が受けられるとなれば、上記のような心理的・経済的なアクセス障害はなくなり、行政や支援者も復旧・復興の上で困難を抱えている人を法律相談に紹介しやすいとされている。

- (3) そして、震災から6年が経過しようとする現在においては、被災者を取り巻く環境は多様化してきており、沿岸地域に限らず、内陸避難者に対する支援も必要であることから、この法律相談援助等は、従来どおり、沿岸地域に限らず災害救助法が適用された区域全域になされる必要がある。
- (4) 加えて、福島第一原子力発電所事故による被害を受けた者については、賠償請求権の消滅時効が10年に延長されたにもかかわらず、震災特例法が平成30年3月で失効すれば、時効が完成するまでの残り3年間に關する法的支援がなされないことになってしまうから、その権利行使のために、法律相談援助等を継続する必要がある。
- (5) 以上に述べた事情からすれば、平成30年3月31日以降もなお、被災者に対する資力を問わない法律相談援助等を行うことは、被災者のなりわいの再生及び被災地復興のためには必要不可欠である。

3 法テラス出張所の存続の必要性

- (1) 法テラス大槌及び法テラス気仙は、津波による被害が甚大で、行政にも大きな被害が生じた岩手県沿岸南部に設置されている。法テラス大槌は大槌町にあって、主に大槌町・釜石市に在住する相談者に利用されている。また、法テラス気仙は大船渡市にあって、主に大船渡市、陸前高田市、住田町に在住する相談者に利用されている。

大槌町・釜石市には弁護士が2名、大船渡市、陸前高田市、住田町には弁護士が2名しかいないため、盛岡、花巻、北上等の内陸部の弁護士が相談担当者として巡回することにより、先述の被災者の多様な相談に対応してきた。

また、支援センターにおいても、地域事情に精通したものを出張所の職員とし、精力的に広報活動を行ってきたため、地域住民における法テラスの認知度は高い。このことは、平成28年度(平成28年4月から12月)における震災法律相談援助の実施件数が法テラス大槌で476件、法テラス気仙で377件と、その人口規模に比して利用されていることから窺われる。

- (2) しかるに、もし法テラス大槌・法テラス気仙が、震災特例法の失効に伴って閉鎖されることになれば、地域の弁護士は現時点ですでに被災者からの相

談受任案件が極めて多く、また利益相反となる場合もあるため、先述した今後の法的ニーズに対応することは極めて困難である。

- (3) また、沿岸被災地における高齢化は著しく、かつ、交通の便も震災によりさらに悪くなったことから、内陸部に赴いて弁護士に相談することは困難であり、先述のような弁護士の配置状況においては、地域における弁護士の事務所での相談や出張相談も限定的にしか行い得ない。これでは、高齢者など交通アクセスに困難を抱えている者に相談申し込みをすることを躊躇させることとなる。

これに対し、法テラス大槌・法テラス気仙を存続させ、原則として週3回弁護士が滞在することで、法的ニーズが生じた場合に、すぐに近くにある出張所へ気軽に相談できることとなり、また、出張法律相談等にもフレキシブルに対応できる。

- (4) さらに、被災市町村が、人口減少や産業復興の遅れによる厳しい財源の中で、法テラス出張所にかわる相談拠点を設けることは、人的にも物的・財政的にも困難であるし、行政が設置する相談場所では、復興をめぐる行政を相手方とする相談を行うことは心理的なアクセス障害が生じる。
- (5) したがって、上記のような沿岸被災地における法的ニーズを満たすためには、法テラス大槌及び法テラス気仙を存続させることが必須である。

4 結論

よって当会は、震災特例法のさらなる延長を求めるとともに、法テラス大槌及び法テラス気仙の存続を強く求めるものである。

以上